

## 1. 国のガイドラインに基づく規制区域の概要

国が示す、規制区域指定の「基本方針」  
 ○規制区域として指定が必要と認められた土地の区域は、可及的速やかに指定

**【規制区域の指定イメージ】**

**【盛土規制法に基づく規制区域】**  
 盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアを**宅地造成等工事規制区域**と**特定盛土等規制区域**の2つの区域で幅広く指定できる。

**【盛土・切土イメージ】**

## 2. 宅地造成等工事規制区域の設定方針

- ①市街地・集落等区域
- ②市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域
- ③上記の区域を基に地物・地形的条件による候補区域の境界を設定

## 3. 特定盛土等規制区域の設定方針

- ①市街地・集落等やそれ以外の建築物や道路等の公共施設の存する土地の区域に対して、流入する溪流等の上流域
- ②建築物や道路等の公共施設に隣接する土地の区域
- ③土砂災害発生の危険を有する区域等

## 5. 今後の予定

令和5年度				令和6年度				令和7年度
4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～
R5.5.26 施行				経過措置期間				R7.5.25 経過措置終了
基礎調査(規制区域(案)作成)				規制区域作成		規制区域公表(予定)		区域指定
				パブコメ		周知期間(説明会等)		R7.4運用開始
議会	所管事務報告	附属機関設置条例改正	第1回 有識者会議	第2回 有識者会議	規制区域(案)報告	第3回 有識者会議	第4回 有識者会議	規制区域報告
							第5回 有識者会議	運用開始前報告

## 4. 盛土規制法に基づく規制区域(案)

**【凡例】**

■ : 宅地造成等工事規制区域(案)

■ : 特定盛土等規制区域(案)

規制区域(案)については、

- 熊本市盛土対策検討委員会において審議
- 熊本市内全域を「宅地造成等工事規制区域」若しくは「特定盛土等規制区域」の**規制対象区域**へ設定する案を作成